

審査基準

A-t-5

平成28年4月1日作成

法令名	: 火薬類取締法
根拠条項	: 第25条第1項
処分の概要	: 猟銃用火薬類等の消費の許可
原権者(委任先)	: 愛知県公安委員会
法令の定め	: 火薬類取締法 第25条第1項・第2項(猟銃用火薬類等の消費の許可) 第50条の2(猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令 第12条(政令で定める火薬) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令 第3条第2項・第3項 第11条(消費の許可の申請) 第12条(無許可消費数量) 第13条(申請及び届出の手續)
審査基準	: 当該火薬類の爆発又は燃焼が、 (1) 人の生命、身体又は財産に直接又は間接に危険を生じさせるおそれがあるとき (2) 他の法令で禁止させているとき 等公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがあるときは、許可しない。
標準処理期間	: 5日
申請先	: 消費地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問合せ先	: 愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 (電話052-951-1611 内線3177)
備考	: